

17.2 国有企業章留保表（附属書 IV）

ベトナム

藤田麻衣*

I. 概要及び解説・コメント

| 留保する義務 | 対象企業／概要 |
|--|---|
| ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)（非商業的援助）同 1(b)（非商業的援助） | <p><u>対象企業</u>：すべての国有企業及び指定独占企業</p> <p><u>非商業的援助</u>：17.6 条 1(a)に関し、ベトナム政府は、対象企業の再編に必要な資金提供を行うことが可能。ただし、(i)ベトナム領域内の関連市場において市場シェアの著しい増加をもたらさないこと、(ii) 他の締約国の対象投資財産である企業によって生産・販売される同種の物品の同一の市場における価格と比べ、対象企業が生産・販売する物品の価格の著しい下回り、又は同一の市場における著しい価格の上昇の妨げ、価格の押し下げ若しくは販売の減少をもたらさないこと、を条件とする。</p> <p>17.6 条 1(a)、同 1(b)に関し、ベトナムは、不良債権又は未使用資産の市場価格での一回限りの買い取り、及び余剰労働者を解消するための資金提供を通じた援助を行うことが可能。ただし、当該援助が非反復的であり、繰り返されず、株式化のために実施されるという条件を満たす場合に限る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>ベトナムが進めている国有企業の再編には、株式会社への転換（株式化）、売却、清算などを通じた国有企業の組織的再編のみならず、国有企業からの国家資本の部分的又は全面的な撤退、不良債権の処理、事業の再編など、国有企業セクター総体及び個別企業を改革するための多様な取り組みが含まれる。</p> </div> |
| 17.4 条 1(a)、同 2(a)（無差別待遇・商業的考慮）ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関 | <p><u>対象企業</u>：すべての国有企業及び指定独占企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：ベトナム政府は、経済的安定を確保する、又は法令に定義される公共財を提供する手段として、国有企業又は指定独占企業に対し、法令に従い以下の要請を行うことができる。(i)規制価格、数量、又はその他の条件での物品の販売・購入を行うこと。(ii)ベトナム領域内において物品の生産・公共への販売を行うこと。</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業、又は国有企業は、対象企業</p> |

* ふじた まい／日本貿易振興機構アジア経済研究所 主任研究員

| | |
|---|--|
| <p>し 17.6 条 1(a)、 同 2(a) (非商業的 援助)</p> | <p>が上記の措置を採ることに伴う合理的費用（労働者福祉基金への拠出を含む）を賄うための非商業的援助を行うことが可能。</p> <div data-bbox="466 398 1353 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>マクロ経済の安定化や公共財の供給は、ベトナムにおいて国有企業が果たしてきた重要な機能のひとつである。WTO 加盟の公約実施（たとえば貿易権の国有企業への限定の撤廃）などに伴い、対象分野や国有企業を通じた統制や介入の度合いは低下する傾向にあるが、実態上、国有企業が重要な役割を果たしている分野も残る。</p> </div> |
| <p>17.4 条 1(a)、同 2(a)（無差別待 遇・商業的考慮） ベトナム領域内 の対象投資財産 と競争する物品 の生産・販売に関 し 17.6 条 1a、同 2a（非商業的援 助）</p> | <p><u>対象企業</u>：すべての国有企業及び指定独占企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：遠隔地、山岳地、国境地帯、沖合地域、極めて困難な社会経済状況にある地域、生活水準が異常に低い、又は深刻な不完全雇用のある地域において、ベトナム政府は政府措置に従い、対象企業の物品の購入において商業的配慮以外の要素を考慮するよう要請又は指示することが可能。</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム、公的企業又は国有企業は、対象企業が上記の措置を採ることに対する補償を提供することが可能。</p> <div data-bbox="466 1106 1353 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>遠隔地や山岳地においては、民間企業の成長や外資企業の参入が進まず、国有企業が経済的・社会的に重要な役割を果たしているケースがみられる。</p> </div> |
| <p>17.4 条 1(a)、同 1(b)、同 2(a)、同 2(b)（無差別待 遇・商業的考慮）</p> | <p><u>対象企業</u>：すべての国有企業及び指定独占企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：ベトナム政府は、法令に定義される中小企業の発展を促進する手段として、対象企業に対し以下の要請又は指示を行うことが可能。中小企業からの物品・サービスの購入にあたって、(i) 商業的配慮以外の要素を考慮すること、(ii) ベトナム領域内におけるベトナム投資家の投資である中小企業に特恵的な待遇を付与すること。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>17.4 条 1(a)、同 2(a) (無差別待遇・商業的考慮) ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1a、同 2a (非商業的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム石油・ガス集団 (PETROVIETNAM) 及びその子会社、承継企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、政府の措置に従い、物品の販売において商業的配慮以外の要素の考慮を要請されることがありうる。また、ベトナム領域内におけるベトナム投資家による石油・ガス探鉱・探査・開発、航空サービス活動への投資である企業によって供給される物品・サービスの購入に対し特惠的な待遇を付与することが可能。</p> <p>(上記の特惠的な待遇は、附属書 I35 (PETROVIETNAM がベトナムの石油・ガス探鉱・探査・開発における唯一の認定企業であることなどを規定) に従い付与される。17.2 条 11 の効力により、上記の特惠に関し 17.4 条 1(b)及び 17.4 条 2(b)に対する留保は行わない。)</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業又は国有企業は、ベトナム領域内の地域又は社会経済発展を目的として、対象企業が石油・ガス、炭化水素及びその誘導体、並びに関連産業におけるプロジェクトを遂行するための非商業的援助を提供することが可能。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>PETROVIETNAM はベトナムの原油および天然ガス資源の開発を独占的に担う国有企業である。国家財政への貢献も大きい。</p> </div> |
| <p>17.4 条 1(a)、同 2(a) (無差別待遇・商業的考慮) ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム電力集団 (EVN) と子会社、及び承継企業、原子力及びあらゆる再生可能エネルギーを含む発電に従事する既存及び将来の国有企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：政府の措置に従い、対象企業は持続可能な電力システムの発展を保証し、規制された価格及びその他の条件での安全で安定的、かつ効率的な電力供給を行う必要性を満たさねばならない。水力、原子力、安全保障に関連する発電、及びすべての種類の電力及び代替品の送電、配電の分野における物品・サービスの購入において異なる待遇を付与することが可能。</p> <p>(上記の異なる待遇は、附属書 I22 (送電設備を所有・操作するための外国投資は認められないこと、EVN はベトナムにおいて認定された唯一の送電設備所有・操業者であることを規定) に従い付与される。17.2 条 11 の効力により、上記の異なる待遇に関し 17.4 条 1(b)及び 17.4 条 2(b)に対する留保は行わない。)</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業又は国有企業は、地域又は社会経済的發展を目的として、対象企業に対し融資又は融資保証を付与す</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ることが可能。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>EVN は、ベトナムにおいて発電・送電・配電を一貫して担う電力企業である。ベトナムでは電力セクターでは、卸売（発電）及び小売（配電）市場の創設が段階的に進められ、民間業者などの参入も始まっているが、送電については EVN の子会社が独占的に担うほか、電源開発や送電への投資などを通じ国家の電力開発において EVN が主要な役割を果たすことになっている。</p> </div> |
| <p>物品の販売に関し 17.4 条 1(a) （無差別待遇・商業的考慮） ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム石炭・鉱物集団(Vinacomin)と鉱物分野におけるその子会社、承継企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：対象企業は、法令に従い、石炭又はその他の鉱物をベトナム領域内で商業的考慮以外の要素に基づく条件で販売することが可能。</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、その公的企業又は国有企業は、対象企業がベトナム領域内における遠隔地又は石炭・鉱物の生産において戦略的重要性を持つ地域において既存の活動を維持するための非商業的援助を行うことが可能。ただし、当該援助が (i)ベトナム領域内の関連する市場において、対象企業が生産・販売する物品の市場シェアの著しい増加をもたらさないこと、(ii) ベトナム領域内の他の締約国の対象投資財産である企業によって生産・販売される同種の物品の同一の市場における価格と比べ、当該企業が生産・販売する物品の価格の著しい下回り、又は同一の市場における著しい価格の上昇の妨げ、押し下げ若しくは販売の減少をもたらさないこと、を条件とする。</p> |
| <p>17.4 条 （商業的考慮・無差別待遇） 17.6 条 （非商業的援助）</p> | <p><u>対象企業</u>：国家資本投資経営総公司（SCIC）とその子会社、承継企業</p> <p><u>対象活動の範囲</u>：ベトナムの金融資産を用いた資産管理、投資及び関連する活動</p> <p>当該項目は、SCIC が政府系ファンド国際フォーラム(IFSWF)の正式メンバーとなった時点、又は協定の発効 5 年後のいずれか早い時点で失効する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>SCIC は、株式会社や有限会社に転換された国有企業における国家資本の受け皿として設立された国有企業である。国家資本を受け取って国有企業へ投資し、国家資本の所有権の代表者として権利を行使する任務を負っている。</p> </div> |

| | |
|---|---|
| <p>17.4 条 1(a)、同 1(c) (無差別待 遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b)、同 1(c) (非商業的援 助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム国家金融スイッチング株式会社(Banknetvn)、負債資産取引会社(DATC)、ベトナム開発銀行(VDB)、ベトナム農業農村開発銀行(Agribank)とその子会社、社会政策金融機関、合作社銀行及びあらゆる開発金融機関、住宅ローン借り換え銀行、及びこれらの承継機関</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：Banknetvn を除く対象企業は、政府の措置に従い、商業的配慮以外の要素を考慮し、ベトナム領域内のベトナム国民又は企業のみを対象とした金融サービス(保険・証券を除く)を提供し、又はこれらに特惠的な待遇を与えることが可能。これらのサービスが民間金融を代替又は妨げることを意図するものではない。</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府は、Banknetvn が金融スイッチングサービスを提供するための援助を行うことが可能。</p> |
| <p>17.4 条 (無差別 待遇・商業的考 慮) 17.6 条 (非商業 的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム国防省又は公安省によって所有、又は支配される企業。ただし、ベトナム・グローバル株式会社、及び国防、公序、治安と関連のない商業活動のみに従事している企業を除く。</p> <p><u>対象活動の範囲</u>：すべての既存及び将来の活動を対象とする。</p> |
| <p>17.4 条 1(a)、同 1(c) (無差別待 遇・商業的考慮) 17.6 条 1(b)、同 2(b) (非商業的援 助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナム空港総公司(ACV)、ベトナム航空総公司(Vietnam Airlines)、ベトナム海運総公司(Vinalines)、及びそれらの子会社、承継企業</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：ACV は政府の措置に従い、ベトナム国籍の航空会社に対し優遇料率での地上支援サービスを提供することが可能。</p> <p><u>非商業的援助</u>：17.6 条 1(b)に関し、ベトナム航空総公司是、国際金融アレンジメント・契約の一環としての融資保証という形態で非商業的援助を受けることが可能。ただし、当該援助が直接的に(i)ベトナム航空総会社の市場シェアの著しい増加、(ii) 他の締約国の対象投資財産である企業によって提供される同種のサービスの同一の市場における価格と比べて、ベトナム航空総会社が提供するサービスの価格の著しい下回り、又は同一の市場における著しい価格の上昇の妨げ、価格の押し下げ、販売の減少、をもたらさないことを条件とする。</p> <p>17.6 条 1(b)、2(b)に関し、ベトナム政府、公的企業又は国有企業は海運サービス供給に関する再編計画に従い、Vinalines に対する非商業的援助を付与することができる。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>【解説・コメント】</p> <p>ベトナム航空は、2014年に株式会社への転換（株式化）を実施したが、株式化後も機材調達のための資金調達にあたって政府保証を利用できることとなっている。</p> <p>Vinalines は深刻な経営難に陥っており、再編の途上にある。</p> |
| <p>ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：造船産業総公司(SBIC)、及び造船産業における子会社と承継企業</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業又は国有企業は、再編計画に従い対象企業に非商業的援助を提供することが可能。</p> <p>【解説・コメント】</p> <p>SBIC は、放漫経営や無謀な多角化のために深刻な経営危機に陥ったベトナム造船工業集団(Vinashin)の後継企業である。Vinashin は 2013 年に SBIC へと再編され、子会社の売却、造船及び修理への事業の集中を通じた再建の途上にある。</p> |
| <p>ベトナム領域内の対象投資財産と競争する物品の生産・販売に関し 17.6 条 1(a)、同 2(a) (非商業的援助)</p> | <p><u>対象企業</u>：ベトナムコーヒー総公司(Vinacafe)</p> <p><u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業又は国有企業は、対象企業に対しベトナム領域内でのコーヒーの生産・販売について非商業的援助を行うことが可能。</p> |
| <p>17.4 条 1(a) (商業的考慮) 17.6 条 1(b)、同 2(b) (非商業的支援)</p> | <p><u>対象企業</u>：印刷、出版、音声映像サービス、マスコミ（あらゆる形態での報道、ニュース収集、出版、ラジオ・テレビ放送）、電気通信部門におけるあらゆる国有企業</p> <p><u>対象活動の範囲</u>：対象企業のマスコミ、印刷、出版部門におけるあらゆる活動</p> <p><u>無差別待遇・商業的考慮</u>：17.4 条 1(a)に関し、通信部門の対象企業は、政府の措置に従い規制された価格又はその他の条件での物品・サービスの販売や購入を行うことが可能。</p> <p>17.4 条 1(a)に関し、あらゆる国有企業は、音声・映像製品及び配信サービスの購入・販売において、商業的配慮以外の要素を考慮すること、及び異なる待遇を付与することが可能。</p> <p>（上記の製品・サービスに対する異なる待遇は、附属書 I の 8、9 及</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>び附属書 II の 13、18、20 に従い付与されるものである。17.2 条 11 の効力により、上記の異なる待遇に関し 17.4 条 1(b)及び 17.4 条 2(b)に対する留保は行わない。) <u>非商業的援助</u>：ベトナム政府、公的企業又は国有企業は、海外におけるベトナム語プログラムの放送のために対象企業に対し非商業的援助を行うことが可能。</p> |
|--|--|

【解説・コメント】

社会主義体制を堅持しつつ市場経済化を進めるベトナムであるが、国有企業改革はもつとも進捗が遅れている改革分野の一つとされている。国有企業が果たしている役割の大きさと多様性を反映し、ベトナムの留保表には多くの項目が含まれるが、留保の目的を大きく分けると、以下の三つに整理できる。

第一に、国有企業の国内市場における地位の保護である。主な対象は、石油・ガス、鉱業、航空、国防・治安、印刷・出版など、経済において重要な位置を占める業種や国家にとっての戦略的重要性が高い業種における国有企業である。

第二に、政策執行手段としての国有企業の役割の保持である。具体的には、①国家的プロジェクトの執行主体としての機能（電力や鉱業開発など）、②遠隔地・山岳地の発展促進などの社会的機能、③価格統制などを通じた国家の経済への介入などが含まれる。

第三に、ベトナムが推進している国有企業の再編のための支援の継続である。また、経営上の問題に直面している企業の救済のための支援についても個別に留保項目が設けられており、SBIC と Vinalines にかかわる項目がこれに該当する。

II. 備考および更新情報

v.1.1：全体に改行、インデント調整等のスタイルを修正した。